

山形の魅力を活かした婚活×移住・観光ツアー実施業務委託基本仕様書

1 業務名

山形の魅力を活かした婚活×移住・観光ツアー実施業務

2 期間

契約締結の日から令和9年2月26日（金）まで

3 事業目的

若者の県外流出が進む中、「山形で暮らす」きっかけづくりとして、山形への移住や旅行・観光に関心が高い県内外の独身男女を対象として、山形県の魅力ある地域資源を活用し、本県ならではの体験や、本県での暮らしなど移住の要素を組み入れた体験型婚活バスツアーを実施することにより、山形県での結婚、山形県への移住を推進することを目的とする。

4 業務内容

山形県の魅力ある地域資源を活用し、本県ならではの体験や、本県での暮らしなど移住の要素を組み入れた体験型婚活バスツアーを実施すること

(1) ツアーの実施

ア 参加者

- ・18歳以上、概ね40歳未満の独身男女であること
- ・男性は、県内在住者であること
- ・女性は、山形県での結婚や移住に関心がある者であること（主に首都圏在住の女性を想定しているが、県内在住者も妨げない）

イ 実施回数及び時期

- ・村山地域周遊ツアー1回、庄内地域周遊ツアー1回、計2回実施すること
- ・それぞれの地域でその時期ならではの体験ができる時期に実施すること

ウ 定員

- ・各回30名程度（男女それぞれ15名程度）
- ・定員を超える参加申込があった場合は、抽選等で参加者を決定すること
- ・参加者が定員に満たない場合は、参加者の確保に努めること

エ ツアー行程及び内容

- ・1泊2日の行程とし、以下の流れをベースとすること

1日目	女性 男性	集合 (山形駅、庄内空港)	バスツアー① 観光・地元の人とのふれあい中心	交流会 会場到着 集合・合流	交流会 婚活イベント	ホテル 宿泊
2日目	女性 男性	ホテル 出発	バスツアー② 婚活バスツアー、マッチング	解散 (山形駅、庄内空港)		

- ・バスツアー①については、移住・観光要素がメインの行程とし、地元の人とふれあう機会を設けること
- ・交流会については、参加者が全員と話せる機会を設けるとともに、参加者同士

が打ち解けやすくなるよう配慮すること

- ・バスツアー②については、男女が一緒に体験したり、1対1で会話したりできる機会を設けること
 - ・各地の特徴を生かし、その地域ならではの、その時期ならではの魅力的な体験活動を組み入れること
 - ・特に女性が参加したくなるような魅力的な内容・スポットを提案すること
 - ・ツアー行程及び内容について、より効果的と思われる内容、若しくは同程度の効果が見込まれる内容でも可とするが、予め県と協議すること
 - ・ツアー運営に係る食事代、入場料、体験料、会場代、宿泊料、バス借り上げ料等すべての費用を本委託料に含めること
- なお、集合場所までの交通費は参加者の自己負担とすること

オ 婚活コーディネーター（婚活アドバイザー等）

- ・婚活コーディネーターとして、県が指定するやまがたハッピーサポートセンターの結婚支援コンシェルジュ等2名を配置することとし、同行旅費及びコーディネーター料を積算に見込むこと
- ・結婚支援コンシェルジュが、交流会やマッチングの企画・運営のほか、参加者への婚活アドバイス（コミュニケーションや身だしなみ等）を実施するものとし、事業実施にあたっては、結婚支援コンシェルジュと事前に調整を行うこと

カ 参加費

- ・ツアー運営に係る経費について、参加費として10,000円程度を徴収すること
- ・県外在住者の参加を促すため、県外在住者がツアー参加と同時にやまがたハッピーサポートセンターの「Ai ナビやまがた」に登録した場合は、参加費を割り引くこと

(2) 参加者募集の広報

ア チラシの作成

- ・周知用チラシを作成し、配布、発送すること
- なお、配布、送付先は、県と協議の上決定すること

イ SNS等の活用

- ・SNSを活用し、地域や世代を絞るなど、効果的な広報を実施すること
- ・その他、参加者募集に効果的な媒体を活用して広報を実施すること

(3) アンケートの実施

- ・ツアー終了後、参加者に対するアンケートを実施すること
- ・アンケート項目は、「婚活」だけでなく、「移住」「観光」に関する設問も設けることとし、県と十分に協議すること
- ・アンケートは原則参加者全員から回答が得られるよう工夫すること

(4) 参加者の安全確保等

- ・ツアー中の事故へ対応するため、保険への加入等、万全な安全対策を講じること
- ・ツアーの中止、延期等については、参加者の安全を第一に考え、県と協議の上決定すること
- ・緊急時の方針、体制、連絡方法等を確立し、県と連携を図ること

(5) その他

- ・事業効果を測定し、今後の事業展開の方向性を示すこと

- ・参加者が、山形県での婚活が継続できるようやまがたハッピーサポートセンターの利用促進を図ること
- ・ツアーで訪問する市町村をはじめ、県内市町村の移住支援策や観光情報などの周知を行うこと
- ・参加者へのお土産品の提供を提案する場合は本委託料に含まないこと
- ・本仕様書と異なる事項または本仕様書に定めのない事項であっても、事業目的を達成するために、よりよい手法、技術又はアイデア等がある場合は、独自提案として県に対して積極的に提案すること。

5 業務完了報告書の作成

- (1) 委託業務が完了したときは、速やかに業務完了報告書を作成し、提出すること
- (2) 業務完了報告書には、ツアー参加（申込）状況、実施状況（ツアー内容や参加者募集の広報等）、アンケート集計結果、記録写真等を含むこと。また、事業の実施にあたっては、下記の重要業績評価指標（KPI）の達成を目標とし、事業効果測定として、本業務の効果を検証の上、今後の事業展開の方向性について分析を加えた報告を併せて添付すること

【重要業績評価指標（KPI）】

項目	目標値
ツアー参加者数	60人
カップル成立数	12組
ツアー参加者のうち、ツアー内容が有意義だったと回答した割合（満足度）	80%
ツアー参加者のうち、希望どおりの結婚に向けて後押ししてくれたと回答した割合	80%

6 受託にあたっての留意事項

- (1) 委託業務の実施にあたっては、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、その他関係法令を遵守すること
- (2) 個人情報の取扱いについては、各種法令遵守を徹底するとともに、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること
- (3) 事業実施により得た情報等については、すべて県に帰属するものとする。
- (4) 本業務で使用する画像・映像等の著作権及び肖像権など権利関係の処理及び調整は、本業務の受注者が行うこと
- (5) 本仕様書記載の委託業務の内容については、実施段階において、契約額の範囲内で内容を変更することがある。
- (6) 本事業は、「地域少子化対策重点推進交付金」を活用した事業であるため、当該委託事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して管理すること
- (7) 本委託業務の一部を第三者に委託する場合は、再委託先ごとに業務の内容、再委託先の概要及びその体制について、事前に県に協議し承認を得なければならない。
- (8) 委託事業に係る関係書類は委託事業終了後5年間保存すること

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は個人識別符号が含まれるもの。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(保有の制限)

第3 受注者は、個人情報を保有するときは、この契約による事務の遂行のため必要な場合に限り、かつ、その利用目的を特定しなければならない。

2 受注者は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、利用目的を変更してはならない。

(漏えい、滅失及び毀損の防止)

第4 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第5 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務を行うために発注者から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(事務従事者への周知)

第7 受注者は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、個人情報の保護に関する法律により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

2 この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記する。

(再委託の禁止)

第8 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務を第三者に委託してはならない。

2 受注者において、この契約における事務を第三者に委託する場合は、この契約により受注者が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(資料等の返還等)

第9 受注者は、この契約による事務を行うために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(事故発生時における報告)

第10 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(違反した場合の措置)

第11 発注者は、受注者が記載事項に違反した場合は、契約を解除することができるとともに必要な措置を求めることができる。